平成十九年法律第百十二号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)の基本理念にのっとり、 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、国土交通大臣による基本方針の策 定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入 居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について定めることにより、住宅確保要配慮者に 対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民生活の 安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

- **第二条** この法律において「住宅確保要配慮者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 その収入が国土交通省令で定める金額を超えない者
- 二 災害(発生した日から起算して三年を経過していないものに限る。以下この号において同じ。)により滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者 又は災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条に規定 する市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた者
- 三 高齢者
- 四 障害者基本法 (昭和四十五年法律第八十四号) 第二条第一号に規定する障害者
- 五 子ども(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。)を養育している者
- **六** 前各号に掲げるもののほか、住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で 定める者
- **2** この法律において「公的賃貸住宅」とは、次の各号のいずれかに該当する賃貸住宅をいう。
- 一 公営住宅法 (昭和二十六年法律第百九十三号) 第二条第二号に規定する公営住宅その他 地方公共団体が整備する賃貸住宅
- 二 独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)が整備する賃貸住宅
- 三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第六条に規定する特定優良賃貸住宅(同法第十三条第一項に規定する認定管理期間が経過したものを除く。以下単に「特定優良賃貸住宅」という。)
- 四 前三号に掲げるもののほか、地方公共団体が住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図ることを目的としてその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る賃貸住宅(当該負担を行うに当たり付した条件に基づきその入居者を公募することとされているものに限る。)
- 3 この法律において「民間賃貸住宅」とは、公的賃貸住宅以外の賃貸住宅をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第二章 基本方針

第四条 国土交通大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方向
- 二 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標の設定に関する事項
- 三 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な事項
- 四 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する基本的な事項
- 五 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する基本的な事項
- 六 次条第一項に規定する都道府県賃貸住宅供給促進計画及び第六条第一項に規定する市町 村賃貸住宅供給促進計画の作成に関する基本的な事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する 重要事項
- 3 基本方針は、住生活基本法第十五条第一項に規定する全国計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画

(都道府県賃貸住宅供給促進計画)

- 第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者 に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画(以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」とい う。)を作成することができる。
- 2 都道府県賃貸住宅供給促進計画においては、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標
- 二 次に掲げる事項であって、前号の目標を達成するために必要なもの
- イ 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
- ロ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
- ハ 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- 三 計画期間
- 3 都道府県賃貸住宅供給促進計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府 県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し必要な事項を記 載するよう努めるものとする。

- 4 都道府県は、当該都道府県の区域内において公社による第九条第一項第七号に規定する 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の整備及び賃貸その他の管理に関する事業の実施が必要と認 められる場合には、第二項第二号に掲げる事項に、当該事業の実施に関する事項を記載する ことができる。
- 5 都道府県は、都道府県賃貸住宅供給促進計画に公社による前項に規定する事業の実施に 関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該公社の同意を 得なければならない。
- 6 都道府県は、当該都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅を活用し、住宅確保要配慮者(同号に規定する資格を有する者を除く。以下この項及び第七条第一項において同じ。)に対する住宅を供給することが必要と認められる場合には、第二項第二号に掲げる事項に、特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記載することができる。
- 7 都道府県は、都道府県賃貸住宅供給促進計画に特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該都道府県の区域内の市(特別区を含む。以下同じ。)の長の同意を得なければならない。
- 8 都道府県は、都道府県賃貸住宅供給促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該都道府県の区域内の市町村に協議しなければならない。この場合において、第五十一条第一項の規定により住宅確保要配慮者居住支援協議会を組織し、又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号。第五十二条において「地域住宅特別措置法」という。)第五条第一項の規定により地域住宅協議会を組織している都道府県にあっては、当該住宅確保要配慮者居住支援協議会又は地域住宅協議会の意見を聴かなければならない。
- 9 都道府県は、都道府県賃貸住宅供給促進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣及び当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 10 第四項から前項までの規定は、都道府県賃貸住宅供給促進計画の変更について準用する。

平成二十九年国土交通省令第六十三号 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(抜粋)

(法第二条第一項第六号の国土交通省令で定める者)

第三条 法第二条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 日本の国籍を有しない者
- 二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第一項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第一項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
- 三 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待を受けた者
- 四 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)第二条に規定するハンセン病療養所入所者等
- 五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号。 以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第一条第二項に規定する被害者でイ 又は口のいずれかに該当するもの
- イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法 第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者
- ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で 当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの
- 六 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第百四十三号)第二条第一項第五号に規定する帰国被害者等
- 七 犯罪被害者等基本法 (平成十六年法律第百六十一号) 第二条第二項に規定する犯罪被害者等
- 八 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第四十八条に規定する保護観察対象者若しく は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第二十六条第一項に規定する保護観察に付さ れている者又は更生保護法第八十五条第一項(売春防止法第三十一条の規定により読み替え て適用する場合を含む。)に規定する更生緊急保護を受けている者
- 九 生活困窮者自立支援法 (平成二十五年法律第百五号) 第二条第二項第三号に規定する事業による援助を受けている者
- 十 著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害であって発生した日から起算して国土交通大臣が定める期間を経過していないものにより滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者又は当該災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条に規定する市町村の区域(国土交通大臣が定めるものを除く。)若しくはこれに準ずる区域として国土交通大臣が定めるものに当該災害が発生した日において住所を有していた者

十一 前各号に掲げる者のほか、都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画で定める者

(住民の意見を反映させるために必要な措置)

第四条 法第五条第八項(法第六条第三項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、都道府県賃貸住宅供給促進計画(法第六条第三項において準用する場合にあっては、市町村賃貸住宅供給促進計画)の案及び当該案に対する住民の意見の提出方法、提出期限、提出先その他住民の意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。

(規模の基準)

第十一条 法第十条第一項第一号の国土交通省令で定める各戸の床面積の規模は、二十五平方メートル(次条第二号イただし書に規定する場合にあっては、十八平方メートル)とする。 ただし、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合にあっては、国土交通大臣が定める基準によることができる。

(構造及び設備の基準)

- 第十二条 法第十条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。
- ー 次のいずれにも該当すること。
- イ 消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号) 若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づ く命令若しくは条例の規定 (ロに規定する規定を除く。) に違反しないものであること。
- ロ 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること。
- 二 次のいずれかに該当すること。
- イ 各戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワ一室を備えたものであること。ただし、 共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワ一室を備え ることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、 各居住部分が台所、収納設備又は浴室若しくはシャワ一室を備えたものであることを要しない。
- ロ 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合にあっては、国土交通大臣が定める基準を満たすものであること。

(入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲の基準)

第十三条 法第十条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、特定の者について不当に 差別的なものでないこと、入居することができる者が著しく少数となるものでないことその 他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであることとする。

(都道府県賃貸住宅供給促進計画で定める事項)

第十五条 都道府県は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画が 定められている市町村の区域以外の区域について、都道府県賃貸住宅供給促進計画で、第十 一条及び第十二条第二号の規定による基準を強化し、又は緩和することができる。 平成二十九年国土交通省告示第九百四十一号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十一条ただし書及び第十二条第二号ロの国土交通大臣が定める基準

(定義)

第一条 この告示において「共同居住型賃貸住宅」とは、賃借人(賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。)が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅をいう。

(規模並びに構造及び設備の基準)

- 第二条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十一条ただし書及び第十二条第二号ロの国土交通大臣が定める基準は、次のとおりとする。
- 一 共同居住型賃貸住宅の床面積(単位平方メートル)が次の式によって計算した数値以上であること。

15A+10 (ただし、A≥2)

(この式において、Aは、共同居住型賃貸住宅の入居者(賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。第四号及び第五号において同じ。)の定員を表すものとする。)

- 二 共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分にあっては、 各専用部分の入居者の定員を一人とするものであること。
- 三 共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分にあっては、 各専用部分の床面積(収納設備が備えられている場合にあっては、当該収納設備の床面積を 含み、その他の設備が備えられている場合にあっては、当該設備の床面積を除く。)が九平 方メートル以上であること。
- 四 共同居住型賃貸住宅の共用部分(以下この号において単に「共用部分」という。)に、次に掲げる設備等が備えられていること。ただし、共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、次に掲げるいずれかの設備等が備えられている場合にあっては、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者が共同で利用することができる場所に備えることをもって足りるものとする。
- イ 居間
- 口 食堂
- ハ 台所
- 二 便所
- 木 洗面設備
- へ 浴室又はシャワー室
- ト 洗濯室又は洗濯場
- 五 少なくとも共同居住型賃貸住宅の入居者の定員を五で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り上げた数)に相当する人数が一度に利用するのに必要な便所、洗面設備及び浴室若しくはシャワ一室が備えられていること又はこれと同等以上の機能が確保されていること。

平成二十九年国土交通省告示第九百六十五号 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針(抜粋)

- 一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方向
- 1 住宅確保要配慮者の範囲

住宅確保要配慮者とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 高齢者、障害者等の居住に適したバリアフリー化された賃貸住宅又は子育てに適したゆとりある面積を有する賃貸住宅等の各々の属性に応じた適切な規模、構造等を有する賃貸住宅が民間賃貸住宅市場において十分に供給されていないこと、民間賃貸住宅市場において家賃滞納、孤独死、事故及び騒音等に対する不安から入居が制限される場合があること、家賃を負担するために必要な収入が十分にないこと等の民間賃貸住宅市場において適切な規模、構造等の賃貸住宅を確保することを困難にする特別な事情を有する者
- (2) 災害によって自らが居住する住宅を失った等の特別な事情により適切な規模、構造等の賃貸住宅を確保することについて高い緊急性を有する者

具体的には、ホームレスや生活保護受給者等を含む低額所得者、被災者(発災から三年以内の災害又は大規模災害によるものに限る。)、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者、ひとり親家庭等の子どもを養育する者、外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者等、DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者、拉致被害者、犯罪被害者、生活困窮者及び矯正施設退所者が住宅セーフティネット法において住宅確保要配慮者として規定されている。また、地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー)、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者等多様な属性の者が住宅確保要配慮者に含まれ得る。なお、それぞれの属性の住宅確保要配慮者に対する支援措置の必要性については、各地域における住宅確保要配慮者の賃貸住宅の確保に係る困難性及び緊急性の程度や賃貸住宅市場の状況等によるものと考えられる。

平成二十三年厚生労働省・国土交通省令第二号 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(抜粋)

(加齢対応構造等の基準)

第十条 法第七条第一項第三号の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第五条第一項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、法第五十四条第一号口に規定する基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等である構造及び設備について適用されるものであって、次に掲げるものとする。

- ー 床は、原則として段差のない構造のものであること。
- 二 居住部分内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

T≥19.5

R∕T≦22/21

 $55 \le T + 2R \le 65$

- (T及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。以下同じ。
- Ⅰ 踏面の寸法(単位 センチメートル)
- R けあげの寸法(単位 センチメートル))
- 三 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

T≥24

6/13

 $55 \le T + 2R \le 65$

- 四 便所、浴室及び居住部分内の階段には、手すりを設けること。
- 五 その他国土交通大臣及び厚生労働大臣の定める基準に適合すること。

平成二十三年厚生労働省 · 国土交通省告示第二号

国土交通省·厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十条第 五号の国土交通大臣及び厚生労働大臣の定める基準

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十条第五号の 国土交通大臣及び厚生労働大臣の定める基準

1 住宅の専用部分に係る基準

(1) 段差

日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる便所、浴室、玄関、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室、特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。)を除く。)にあるバルコニー又は特定寝室の存する階にある全ての居室及びこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。)内の床が、段差のない構造(5ミリメートル以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。)であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

- イ 玄関の出入口の段差
- ロ 玄関の上がりかまちの段差
- ハ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。)の出入口及び上がりかまちの段差
- ニ バルコニーの出入口の段差
- ホ 浴室の出入口の段差
- ヘ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床との高低差が90ミリメートル以上ある段差
- (2) 階段

住戸内の階段の各部の寸法が、次に掲げる基準に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。

イ 勾配が 21 分の 22 以下であり、けあげの寸法の 2 倍と踏面の寸法の和が 550 ミリメートル以上 650 ミリメートル以下であり、かつ、踏面の寸法が 195 ミリメートル以上であること。 ロ 蹴込みが 30 ミリメートル以下であること。

ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から 300 ミリメートルの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。

- ① 90 度屈曲部分が下階の床から上 3 段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て 30 度以上となる回り階段の部分
- ② 90 度屈曲部分が踊場から上3 段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て 30 度以上となる回り階段の部分
- ③ 180 度屈曲部分が 4 段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から 60 度、30 度、30 度及び 60 度の順となる回り階段の部分
- (3) 手すり

イ 手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。

空間	手すりの設置の基準
階段	少なくとも片側(勾配が 45 度を超える場合にあっては両側)に設けられて
	いること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、
	この限りでない。
便所	立ち座りのためのものが設けられていること。
浴室	浴槽出入りのためのもの又は浴室内での姿勢保持のためのものが設けられ
	ていること。
玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになって
	いること。
脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。

ロ 転落防止のための手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが 1 メートル以下の範囲にあるものその他転落のおそれのないものに設置される手すりについては、この限りでない。

空間	手すりの設置の基準
バルコニー	① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)
	の高さが 650 ミリメートル以上 1, 100 ミリメートル未満の場合にあって
	は、床面から 1,100 ミリメートル以上の高さに達するように設けられて
	いること。
	② 腰壁等の高さが 300 ミリメートル以上 650 ミリメートル未満の場合に
	あっては、腰壁等から 800 ミリメートル以上の高さに達するように設け
	られていること。
	③ 腰壁等の高さが 300 ミリメートル未満の場合にあっては、床面から
	1, 100 ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。

ハ 転落防止のための手すりの手すり子であって、床面、腰壁等又は窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)(腰壁等又は窓台等にあっては、その高さが650ミリメートル未満のものに限る。)からの高さが800ミリメートル以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110ミリメートル以下であること。

(4) 部屋の配置

日常生活空間のうち、便所及び特定寝室が同一階に配置されていること。

- 2 住宅の共用部分に係る基準
- (1) 共用廊下

住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも 一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。
- ① 次のいずれかに該当すること。
- a 共用廊下の床が、段差のない構造であること。

- b 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
- (i) 勾配が12分の1以下(高低差が80ミリメートル以下の場合にあっては、8分の1以下) の傾斜路が設けられている、又は当該傾斜路及び段が併設されていること。
- (ii) 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イに掲げる基準に適合していること。
- ② 手すりが共用廊下(次の a 及び b に掲げる部分を除く。)の少なくとも片側に設けられていること。
- a 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けること のできない部分
- b エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分 ロ 直接外部に開放されている共用廊下 (1 階に存するものを除く。) が、次に掲げる基準に 適合していること。
- ① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650ミリメートル以上1,100ミリメートル未満の場合にあっては床面から1,100ミリメートル以上の高さに、腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合にあっては腰壁等から1,100ミリメートル以上の高さに設けられていること。
- ② 転落防止のための手すりの手すり子であって、床面又は腰壁等(その高さが 650 ミリメートル未満のものに限る。)からの高さが 800 ミリメートル以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で 110 ミリメートル以下であること。
- (2) 主たる共用の階段

次に掲げる基準に適合していること。

- **イ** 次に掲げる基準(住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、③及 び④に掲げるものに限る。)に適合していること。
- ① 踏面が 240 ミリメートル以上であり、かつ、けあげの寸法の 2 倍と踏面の寸法の和が 550 ミリメートル以上 650 ミリメートル以下であること。
- ② 蹴込みが 30 ミリメートル以下であること。
- ③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。
- ④ 手すりが、少なくとも片側に設けられていること。
- ロ 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合している こと。ただし、その高さが1メートル以下の部分については、この限りでない。
- ① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650 ミリメートル以上1,100 ミリメートル未満の場合にあっては踏面の先端から1,100 ミリメートル以上の高さに、腰壁等の高さが650 ミリメートル未満の場合にあっては腰壁等から1,100 ミリメートル以上の高さに設けられていること。

5/5

② 転落防止のための手すりの手すり子であって、踏面の先端又は腰壁等(その高さが650ミリメートル未満のものに限る。) からの高さが800ミリメートル以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110ミリメートル以下であること。